

イタリア法における告知義務の法理

岡 田 豊 基

一 はじめに

保険契約において、保険者は被保険者に対し、その偶然な経済上の入用 (eventuale fabbisogno economico) による危険を保証する責任を負う。また、保険事故はその発生時期および損害額について不確実である。すべての保険契約は同質の危険集団の中で締結されなければならず、保険者はこの危険を引き受けたか否か、そしてそれを引き受けたと決定した場合、保険契約者に対してもどの対価 (つまり保険料) を要求することができるのかを判断するために、保険契約の締結に先立って、危険を正確に把握しなければならない。そして保険者は被保険者の有する危険を測定する際、保険事故の発生可能性を決定する事実、つまり危険測定にとって重要な事実を認識していかなければならない。しかし、実際には、保険者は保険契約者が行なったところの、危険の客観的・主観的状態に関する報告に身を委ねざるを得ないのである。したがって、保険契約において、保険契約者または被保険者は、危険に関する正確な事実を報告する告知義務を負担することになる。それゆえに、いつの時代においても、保険契約は最大善意 (充ちあふれた信仰 uberimae fidei)⁽¹⁾ の契約であると、繰り返し述べられているのである。

イタリア法における告知義務の法理　岡田

(四一七) 110頁

日本法では、商法六四四条および六七八条において、告知義務が規定されている。それによると、損害保険における保険契約者および生命保険における保険契約者は、保険契約を締結するに際し、危険測定に重要な事実を告知することを要し、また重要な事項について不実のことを告げてはならず（客観的要件）、悪意または重大過失によりこれに違反したとき（主観的要件）には、保険者は当該契約を解除することができる。

告知義務に関する規定をめぐり、わが国では、その法的性質、告知義務違反の効果および質問表の効力等に関し、様々な見解が存在する。そこで本稿では、これまで紹介されなかつたが、日本法と同様に、ヨーロッパ大陸法諸国の法典を範にして編纂されたイタリア一九四二年民法典に視座を定めて、イタリア法の告知義務の法理を概観し、日本法に関するこれらの問題を解決する糸口を見つけることとしたい。

（1）イギリス海上保険法一七条（保険契約は最大善意の契約である）「海上保険契約は最大善意の契約であつて、当事者の一方が最大善意を守らない場合には、相手方はその契約を取り消すことができる。」

二一 一八八一年商法における告知義務

イタリア法では、一九四二年民法一八九二条・一八九三条および一八九四条⁽²⁾において、告知義務が規定されている。これら三ヶ条は一八八二年商法四二九条⁽³⁾を改正した規定である。一八八二年商法四二九条では、もし保険者が真実の事実状態を認識していれば承諾しなかつたか、または他の条件で承諾した事実について、保険契約者が不実告知（故意に真実と反する、またはたとえ故意でなくとも客観的に間違ったもしくは不正確な告知）、または不告知をなした場合には、保険契約は無効になるとされていた（一項）。たとえ不実告知または不告知の事実が保険事故の発生に影響しなかつたとしても、同様であった（二項）。また、保険契約者が悪意（malafede）の場合には、保険者は徴収した保険料を留保しようと定められていた（三項）。

当時の伝統的な見解によれば、この規定は承諾の瑕疵（vizio di consenso）に関する一般原則を保険に適用するものである。

なぜならば、本条における告知義務違反の効果は契約の無効ではなく、一八六五年民法一三〇〇条の準用によって、保険者は告知義務の違反を知ったときから、五年以内に裁判所に訴えることにより、契約を取り消しると解釈されるべきであるからである、とされていた。⁽⁴⁾

しかし、この法体系の下では、たとえ保険事故の発生に影響しなかった事実に関し、保険契約者が単なる失念により告知しなかつた場合であっても告知義務違反は成立し、保険者は保険金の支払を拒否することができるうことになり、その法的効果は、保険者にとりきわめて有利であった。この結果、偶然生ずる悪意(dolus incidens)と原因を与える悪意(dolus causam dans)とが、偶然生ずる過失(error incidenz)と本質的な過失(error in substantia rei)とが、そして許される過失(error scusabile)と許されない過失(error non scusabile)とが、それぞれ同じ効果を生じさせることになったのである。⁽⁵⁾

この問題を解決するために、保険会社および裁判所において、様々な取り組みがなされた。まず、保険会社は生命保険の約款に、一八八二年商法四二九条の適用に関する不可争条項(causola di incontestabilità)を挿入した。つまり、保険契約締結の時から一定期間が経過した場合には、保険契約者または被保険者による告知義務違反があつたとしても、保険者はもはやそれを理由とした契約の取消権を失うという旨の条項が挿入されたのである。この結果、契約の締結からかなりの期間が経過した場合でも、告知義務違反を理由として契約が取り消されることにより、被保険者が被るという可能性が少なくなったのであつた。つぎに裁判所は、保険契約者の側に保険者の判断を誤らせる意図の存在が明白な場合においても、危険測定について特定の事実が重要であるか否かについて、保険者の代理人が告知受領権を有するか否かについて、そして目的物または被保険者の状況が告知どおりであつたか否かについて、保険契約者または被保険者に有利に判断しながら、四二九条の適用を否定する傾向があつた。⁽⁷⁾

その後、イタリア政府は一九四二年民法典の制定にあたり、告知義務に関する規定について、すでに実務で採用されていた不可争条項を挿入した一八九二条・一八九三条および一八九四条を、新たに制定したのである。

(2) 第一八九二条(悪意または重大なる過失による不実告知および不告知)「保険者が真実の事実状態を知つていれば承諾

しなかつたか、または同一の条件で承諾しなかつたであろう事情に関する保険契約者の不実告知または不告知は、保険契約者が悪意または重大な過失によってなしたときには、契約の取消事由である。

保険者は告知の不正確または不告知を知った日から三ヶ月以内に、保険契約者に対して、取消をなす旨を通告しないときは、契約を取り消す権利を失う。

保険者は取消を請求する時に進行中の保険期間に関する保険料の請求権を有し、かつ、いずれの場合にも、初年度に対する約定保険料を請求する権利を有する。保険事故が前項に定められた期間の経過する以前に発生したときには、保険者は保険金を支払うことを要しない。

保険が複数の人または物に関連するときに、不実告知または不告知に係わらない人または物については、契約は有効である。」

第一八九三条（悪意または重大なる過失なき不実告知または不告知）「保険契約者が悪意または重大なる過失なくしてしたときには、不実告知または不告知は、契約の取消事由因ではないが、保険者は、告知の不正確または不告知を知った日から三ヶ月以内に、被保険者に対してなされるべき通告により、その契約から退去する権利を有する。

保険者が告知の不正確または不告知を知る以前に、または契約から退去する旨を通告する以前に、保険事故が発生したときには、支払われるべき保険金は、約定保険料と真実の事実状態が知られていれば適用されていたであろう保険料との差額に比例して減額される。」

第一八九四条（第三者の名前におけるまたは第三者のためにする保険）「第三者の名前におけるまたは第三者のためにする保険において、もし第三者が危険に関する告知の不正確または不告知を知っているときには、第一八九二条および第一八九三条の諸規定が保険者のために適用される。」

なお、一八九三条にある“recedere”へこう文言は、「退去する」という意味の自動詞であるので、前述の記語をあてた

が、契約を解除する意図をもつたがために、以て本文では、「解除やれ」または「解説(recesso)」として文言を使用する。

(3) 一八八二年商法第四一九条「*ど*のよだな虚偽のまたは誤った告知および被保険者の知っている事情の*ど*のよだな不告知でも、保険者が眞実の事実状態を知つていれば、契約に承諾しなかつたか、または同一の条件では承諾しなかつたであらか性質を告知または不告知が帶びるときは、保険の無効事由である。

告知または不告知が、保険の目的物の滅失または毀損に事実上影響を及ぼせなかつた事情に関連するときは、保険は無効である。

被保険者に悪意があつたときは、保険者は、保険料請求権を有する。」

(4) Donati, Trattato del diritto delle assicurazioni private, II, Milano, 1954, p. 299. や後の見解の変遷¹¹⁾を
また、Salandra, La prescrizione dell'azione di nullità del contratto di assicurazione per errore, Assicurazioni,
1937, II, 428, pp. 423 seg. 参照。

(5) Donati, Trattato, op. cit. p. 299.

(6) 不可争期間を¹²⁾「*ど*のよだな約款が多からず」(La Torre, L'avveramento del sinistro nel periodo
di contestabilità della polizza vita; previsione negoziale ed effetti legali, Assicurazioni, 1959, I, 284, p. 286)¹³⁾

(7) Parella, Dichiarazioni false, erronee o reticenti dell'assicurato nelle nuova disciplina delle assicurazioni,
Assicurazioni, 1941, I, 168, p. 177.

III 告知義務の要件

III-1 告知義務要件の概観

イタリア法における告知義務の法理　岡田

イタリア以外のヨーロッパ諸国の現行法は、日本法とほぼ同様に、一般に保険契約者もしくは被保険者またはその代理人に対して告知義務を課す旨を規定している。これら保険契約者等は、保険契約の締結にあたり、危険の引受に関連するすべての状況を保険者に告知しなければならないとする。そして、告知事項について故意または過失による不実告知または不告知があつた場合には、保険契約は解除されるか無効とされる、と規定されている。いずれにしても、各国法は告知義務について、日本法以上に詳細な規定を有している。⁽⁸⁾

これに対して、イタリアの現行法である一九四二年民法一八九二条・一八九三条および一八九四条では、その条文が示すように、他のヨーロッパ諸国の体系とは異なり、告知義務違反が発生した場合の効果が規定されるにどまり、保険契約者に対して、直接的には告知義務が課されていない。しかしながら、これら三ヶ条は結果的に、他国と同じ法体系を採用しているといえる。つまりこれら三ヶ条は、保険契約の効力またはその継続は、危険に関する保険契約者の正確な告知に基づいて保険契約が締結されたことを前提とする旨を規定しているからである。それゆえに、保険契約者が保険契約の締結の際に行なう告知の正確さは、自己の権利を獲得し保護するためにその者に課せられる責務 (onere) であるといえる。⁽⁹⁾

告知義務について規定する一八九二条および一八九三条について、その内容を概観することにする。これら二カ条は、保険者が真実の事実状態を知つていれば契約を締結しなかつたか、または同じ条件では締結しなかつた事実について、保険契約者において不実告知または不告知があつた場合には、保険者はその保険契約を取り消すことができる (一八九二条一項) か、または保険契約を解除することができる (一八九三条一項)、と規定する。したがつて、これら二カ条に共通する要件として、

- (a) 保険契約者において、不実告知または不告知が存在すること
 - (b) その不実告知または不告知が、保険者の承諾に重要な影響を与えたこと
- のふたつの要件をあげることができる。そりでこれら二カ条に共通した要件を、それぞれ検討していくことにする。

(8) イギリス海上保険法一八条ないし二〇条、ドイツ保険契約法一六条ないし二二条、イスラエル保険契約法四条ないし八条、

フランス保険契約法一五条（契約締結時における保険契約者（被保険者）の義務のひとつとして告知義務を規定する）等。

- (9) Salandra, Commentario del codice civile, Bologna-Roma, 1966, p. 237.
(10) Santi, Il contratto di assicurazione, Roma, 1965, p. 147.

III-1-1 不実告知または不告知の存在

III-1-1-1 不実告知または不告知の範囲

前述したように、保険契約者（正確には保険申込人）は保険契約を締結する際に、保険者に対して告知義務を負う。一般的に、不実告知とは事実と異なる告知であり、不告知とは不十分なもしくはあいまいな告知、またはただ沈黙していたことをいう、と解されている。しかし、学説においては、その範囲および内容について様々な見解が展開されている。以下、それぞれの学説を概観していくとする。

まず、有力説として、Donati & Salandra の見解をあげる事ができる。それは次のようである。立法者は一八九二条および一八九三条において、事実状態と告知内容の危険とが客観的に一致することを要求している。そして、一八九三条においては、告知された内容と事実状態とが一致していないという客観的な事実がある場合にのみ、保険契約を解除することができるという法的効果が生じるのである。⁽¹¹⁾と主張する。最高裁判所も原則的にはこの見解をとっている。⁽¹²⁾ただ、この理論によると、保険契約者の過失によらないで通常の注意を払っても認識できなかつた事実に関する不実告知または不告知があつた場合もまた、保険者の契約解除の動機となり、保険者の判断いかんによつては、保険契約者または被保険者にとってはなはだ不利な結果が生じることとなる。

これに対して多数説は、告知されなかつた事実または正確には告知されなかつた事実が、保険契約者により認識されていなかつたならば、告知義務違反を問うることはできないとする。⁽¹⁴⁾

の見解をとる。Buttaro⁽¹⁵⁾は、次のように主張する。一八九二条および一八九三条のうち、とりわけ一八九三条は、保険契約に過失がない場合には適用されない。したがって、保険契約者が善意で真実を知らず、保険者に対しては真実を告知したと確信していたときには、不実告知または不告知があったとはいえない、とする。

また Santi⁽¹⁶⁾は、次のように述べている。一八九二条および一八九三条は、事実状態と保険者の危険測定の判断基準とないた告知内容とが客観的に一致することを要求するものではない。故意または重過失によらない不実告知または不告知について規定する一八九三条は、過失によらない不実告知または不告知をも含むものではない、と推論されるからであるとする。しかし、彼は保険契約者または被保険者は、事実状態という実際の危険が、自分で誠実に確認し、告知したものとは異なっていたといふことによって、保険による保証を受けることができなくなるという危険性は、自分で甘受しなければならない。なぜならば保険による保証の可否は、保険者において判断されるからである、と主張する。また Santi⁽¹⁷⁾は、保険契約者が通常の注意を払って、ればそれを知りえたであろうときには、たとえ保険契約者が自分の知らない状況について沈黙していた場合であつても、重過失があると認められうる、とする。

なお、不実告知または不告知の存在の証は保険者が負担する。なぜなら取扱または解除の行為の前提となるかひやある。

- (11) Donati, Trattato, II, op. cit., p. 309; Salandra, Commentario, op. cit., p. 245.
- (12) 最高裁判決に(13) Castellano, Le Assicurazioni private, Seconda ed., UTET, Torino, 1981, p. 220 を参照。
- (13) Santi, op. cit., p. 147.
- (14) Castellano, Le Assicurazioni private, op. cit., p. 219.
- (15) Buttato, Enciclopedia giuridica, p. 485; Santi, op. cit., p. 147.
- (16) Santi, op. cit., p. 148.
- (17) Santi, op. cit., p. 148; Donati, Trattato, II, op. cit., p. 314; Salandra, Commentario, op. cit., p. 245.

二二二二二 他人の生命の保険における告知義務の帰属者

他人の生命の保険 (assicurazione sulla vita di un terzo) においては、保険契約者よりもその者の生命が保険に付されている他人 (terzo) のほうが、危険測定に関する事実について熟知していることが多い場合がある。そこで、この保険において、保険契約者ではなく単なる危険の帰属者にすぎない他人が不実告知または不告知をなしたものであるときには、民法一八九二条および一八九三条が適用されるか否かについて問題とされる。しかし、これら二カ条は保険契約者の告知義務を定めているにすぎず、他人の告知義務について規定していないので、この問題は解釈に委ねられることになる。学説では、告知義務について、他人を保険契約者の立場と同様に認めるか否かの点に関して、適用説・折衷説および条件付適用説等、様々な見解が展開されている。

適用を認める見解から概観していくことにする。まず、Salandra は次のようにその適用を肯定している。一八九四条において、第三者的名前における保険 (assicurazione in nome di terzi) やおよび第三者のためにする保険 (assicurazioni per conto di terzi) については、この二カ条の適用が認められているので、他人の生命の保険についても、同様に適用されるとする。⁽²⁹⁾また、Poggi は、一八九二条および一八九三条において他人を保険契約者の中に含ましめるために、二カ条に規定された保険契約者の範囲を広く解している。そして、他人の不実告知または不告知は保険契約者のそれと同じであるとしている。⁽³⁰⁾このふたりの見解に対しても、次のような批判がある。⁽²¹⁾一八九二条および一八九三条は広義の解釈を認めない規定である。この二カ条については、立法者は保険契約者の主觀的な状態を尊重し、一八九四条に定められる第三者的名前における保険および第三者のためにする保険については、第三者の主觀的な状態を尊重していることは明らかである。さらに、他人の生命の保険における危険の帰属者である他人は、保険契約の当事者でもないし、場合によっては保険金受取人でないときもあり、保険契約からいかなる権利も享受しないこともある。その限りにおいて、他人は保険契約者と比較して全く異なる立場にあることがわかるとされる。適用を認める見解として、カルセ Carresi のそれがあげられる。⁽²²⁾他人の死亡の保険においては、保険契約の締結の際に、

自分の死亡について付保されている他人が締結について承諾しなければ、その契約は発効しない（民法一九一九条二項）。そんで、Carresi⁽²³⁾は、他人は契約の締結を承認したことにより契約の当事者となり、保険契約者を補完する立場になる。したがって、他人の告知はその限りにおいて保険契約者の告知と同等である、と解する。これに対し、次のような批判がある。⁽²⁴⁾このCarresiの見解は、ただ他人の死亡の保険に適用されるにすぎない。なぜならば一九一九条二項を反対解釈すれば、他人の生存の保険の場合には、他人の同意が要求されないからである。また、一九一九条において要求されている他人の同意は保険契約者の立場を補完する効果を有するものではなく、保険契約の許可行為として、契約の外にいる他人の同意を、契約効力の発生要件として、位置づけたにすぎないとする。

適用説のおわりとして Baltolini の見解がある。Baltolini⁽²⁵⁾は、他人の生命の保険においては、保険契約者に代わって他人が保険者に危険の事実状態を伝えなければならない意味において、他人は保険契約者の長い手 (longa manus) であると考え、二カ条の適用を認めている。⁽²⁶⁾この説に対しても、次のような批判がある。保険契約者の責任を他人に推定することはできない。なぜならば他人の生命の保険においては、保険者は危険の事実状態を知るためには、保険契約者ではなく他人に直接向かうのが常であり、それを告知義務の根拠にするとはできないからである、とする。

つぎに、折衷説ともいいうべき Donati⁽²⁷⁾の見解がある。Donati⁽²⁸⁾は、当初すべての場合に二カ条の適用を認めていたが、その後、他人の生命の保険契約において、個々の契約の特約として、他人にも告知義務を課すことが認められた場合に限り、その適用が認められるとした。

以上の見解に対し、二カ条の規定は、必ずしも他人に適用されるものではない、とする Gasperoni⁽²⁹⁾の見解がある。彼は、この二カ条の規定は、事実状態と告知内容とが客観的に一致していないすべての場合について保険者を保護するものではないと述べたうえで、次のような見解を示している。他人の生命の保険において、他人に不実告知または不告知があったとしても、保険契約者が他人のなした告知が不実であることまたは不告知であることを知っている場合と、そうでない場合とでは、適用される

条文が異なる。他人も保険契約者もそれを知っている場合にばく、一八九二条および一八九三条が適用されるが、保険契約者が知らないかった場合にはばく、承諾の瑕疵に関する一般原則が適用されるといふ。

これと同じ見解をいる者として Santi は、他人は保険契約の当事者ではないから考えに依拠しながら、他人による不実告知または不告知にはばく、一八九二条および一八九三条が適用されない場合があらむとする見解をとる。⁽²²⁾ そのあたりの見解によれば、保険契約者の認識の有無によって、適用される条文が異なることになるが、かかる見解は条文を素直に解釈するより、一八九二条および一八九三条における告知義務の帰属者は、原則的に保険契約の当事者である保険契約者に限定されねりといふ點えて、その論理を展開していくといふところ。

(18) 「terzo」の意味は「第三者」、「assicurazione sulla vita di un terzo」の場合には、「他人」と翻訳し、一八九四条の場合も、「第三者」と翻訳した。「terzo」の本来の意味は、「第III者」であると考えられる。しかし、イタリア法において、生命保険には被保険者の達成による、自己の生命の保険および他人の生命の保険が存在する（一九一九条一項）。そりども、同じ文體でありますながら、違の訛語を使用した。「terzo」の意味等については、今井 薫「イタリア法における『他人のための保険』」へ assicurazione a favore di terzi (一) 産大法学第二卷第三回・一九八九年一月一頁以下を参照。

(19) Salandra, Commentario, op. cit., p. 256.

(20) Poggi, Sull'applicabilità degli artt. 1892 e 1893 cod. civ. al contratto di assicurazione stipulato sulla vita di un terzo, Assicurazioni, 1962, II, p. 104.

(21) Santi, op. cit., p. 150.

(22) Caretti, Qualificazione giuridica del "terzo" sulla cui vita è stipulato il contratto d'assicurazione, Assicurazioni, 1958, II, p. 33.

(23) Santi, op. cit., pp. 149 e 150.

- (24) Castellano, op. cit., p. 228; Santi, op. cit., p. 150.
- (25) Santi, op. cit., p. 150.
- (26) Donati, Trattato, II, op. cit., p. 312.
- (27) Donati, Trattato, III, op. cit., pp. 591 e 593, De Cupis, Dichiarazioni inesatte e reticenti del terzo nell'assicurazione sulla vita, Assicurazioni, 1954, II, p. 44.
- (28) Gasperoni, La rilevanza giuridica delle dichiarazioni inesatte e delle reticenze del terzo non contraente, Assicurazioni, 1962, I, p. 83 e sgg.
- (29) Santi, op. cit., pp. 150 e 151.

11-11 不実告知または不告知の保険者の承諾への影響

一八九二条および一八九三条が適用されるための第11の要件は、不実告知または不告知が保険者の承諾に影響したいやある。一八九二条は、保険者がもし目的物の真実の事実状態を知っていたならば承諾しなかつたか、または同じ条件での承諾をしなかつたことを要求してくる。

この要件を充足するためには、次の二点を要す。⁽³⁰⁾

(a) 不実告知または不告知が危険を増大させる状況によって生じる。

(b) もし保険者が危険の事実状態が大きくて判断していただなかれば保険契約を締結しなかつたか、または別の条件で締結したかである。

以上、これらの11点についてその内容を検討してくる。

まず、第一の要件についてであるが一般的には、次のように解釈されてくる。保険契約者が危険の事実状態が告知された危険

よりも大きいにもかかわらず、過小な危険を告知すること（不実告知）、または危険そのものを隠すこと（不告知）を要する
とされる。したがって、危険の測定に本質的に重要でない危険は、告知義務違反の対象にはならないのである。そこで、その危
険が重要であるか否か判断は、最終的には、裁判所に委ねられることになる。たとえば、漁師である被保険者が農夫であると告
知した傷害保険に関する事件において、トリノ地裁は告知義務違反があるとして、一八九二条の適用を認めた。⁽³¹⁾これに対しても、
破壊院は、労働傷害に関する任意保険において、被保険者が実際とは異なる作業に従事していることを告知した場合には、一八
九二条および一八九三条は適用されない、と判示している。⁽³²⁾この場合には、同じ職場で働いているので、実際の作業が告知内容
と異なっていたとしても、それは重要な危険ではないとされたのである。また、被保険者の妻と共に所有になっている財産の火
災保険に関して、その事実を告知しなかった夫は、保険契約者に対する告知義務に違反していないと判示したローマ地裁の判決
もある。⁽³³⁾

つぎに、第二の要件は、保険契約者が不実告知または不告知を行なったために事実と異なるものの、保険者が承諾したこと必
要とする。一般的には、告知の不正確さおよび不告知は、契約締結時に存在することを要するという前提に立ったうえで、告知
されなかつた事実が保険事故の発生に影響しなかつた場合にはその事実の重要性を否定して、保険者の承諾と保険契約者の告知
との間に因果関係が存在することを必要とする、と解されている。⁽³⁴⁾しかし、この見解に対し、破壊院の一九五六年一〇月一一日判決は、若千異なつた立場をとっている。それによると、被保険者の死亡原因と契約締結時の既往症との間に因果関係がない
場合には、その既往症が告知されず、その不告知が保険者の承諾に影響したとしても、危険を正確に表示する義務には反しない
として、告知義務違反の存在を認めなかつた。

保険契約者によりなされた不実告知または不告知が危険測定に影響したことの立証責任は、保険者が負担する。なぜならばこ
の不実告知または不告知の存在が、契約の取消および解除の前提になるからである。⁽³⁵⁾この場合、危険の事実状態が不実告知され
たまたは告知されなかつた危険の内容よりも大きかつたという客観的な事実を立証することで足るので、不実告知または不告知

が存在していたことの立証は、容易であるといえる。しかし、もし事実状態を知つていれば保険者はそれに基づいて別に行動をとつてゐたであろうことは、保険者の判断に係わる主觀的なことであり、この立証は容易ではないと考えられている。⁽³⁷⁾ イタリアの保険実務においても、告知の方法として、保険契約者または被保険者が、保険者が作成した質問表 (questionario) に回答するシステムが採用されている。しかし、一九四二年民法は質問表の可否について、および質問表に記載された質問事項が重要事項であるか否かについて、それに該当する条文を有していない。それゆえに、保険契約者または被保険者が質問にこたえるときになした不実告知たまは不告知が、保険契約の取消または解除に直接的には関係づけられないことになり、質問表に関する個々のケースについて、告知義務の可否を判断しなければならないことになる。そこで、この質問表に記載された質問事項が重要性を有するか否か問題となるわけである。Donati⁽³⁸⁾などはその重要性を肯定するが、学説⁽³⁹⁾および判例⁽⁴⁰⁾は、一般的には否定的な傾向にあり、保険契約者または被保険者に有利な判断を下すことがある。なぜならば保険会社が質問表の中に掲載する質問事項は非常に数が多く、様々な方面にわたるものであるから、それらをすべてが重要であるとするとはできないからである。ただし、かかる傾向の中にあつて、注目すべき見解を示した判例がある。破毀院の一九七七年六月九日判決⁽⁴¹⁾がそれである。本判決によれば、保険契約者が質問表に記載されていた質問事項について不実告知をしたが、たとえその不実告知が保険者の承諾に決定的な影響を与えた場合でも、質問表の作成は一定の質問事項に重要性を付与するという保険者の意図を表わすものである。したがつて、質問表の作成はその質問に対する完全で真実の回答をする責任があることにおいて、保険契約者の注意を引き付けるということに関して意味がある、としている。その後、一九七九年には、同じ立場をとる別の破毀院の判決⁽⁴²⁾もあらわれ、質問表の評価に関しては、裁判所ではその傾向が変化しつつあると考えられる。

そして、質問事項が重要性を有するものであることの立証責任、および質問表の事項について告知義務違反があつたことの立証責任は、すべて保険者にかかる。しかし、前出の一九七九年の破毀院判決⁽⁴³⁾は、次のように示している。被保険者が質問表について不実告知をした結果、保険者の判断を誤らせた場合には、保険者は被保険者により隠匿された状況の認識が保険者をして違

へた決定に導いたところといふことを立証しなへしゆ、保険契約を取り消すことがやあひ、むやみいのいじかぬかぬ、破毀院が質問表に記載されている質問事項が重要性を持つものであると考えてゐることがわかる。

民法典は保険者が承諾した限りにおいてのみ不実告知または不告知を問題としているので、保険者が取消権および解除権を行使する意思を表示する前に告知義務違反が生じた場合には、事故に影響しなかつた事実は重要性を有していない。⁽⁴⁴⁾ 実際、危険の状況の正確をして誠実な方法において、保険者に通告する責任は保険契約者にかかる。したがつて、保険者は保険契約者の告知を支配する必要はないし、自己の計算で調査を行なう必要もない。また、保険会社が医師を派遣するなどして、被保険者について確認したとしても、保険契約者の告知義務はなくなるわけではない。この原則のもとでは、被保険者が保険者の信頼できる医師によつて健康であると診断されたけれども、告知されなかつた病氣にかかった場合には、保険者は取消権および解除権行使可能であることがあらうことが判例において一致して認められている。⁽⁴⁵⁾

保険者が他の方法で危険の事実状態を知つたときには、保険契約者は、告知義務違反とならない。保険者が事実を認識していながらの立証は、保険契約者にかかる。なぜならひざれは取消および解除を妨げるいふ目的とするのであるからである。

- (30) Santi, op. cit., p. 152.
- (31) Trib. Torino, 14 gennaio 1942, Assicurazioni, 1942, II, mass., n. 76.
- (32) Cass. 12 giugno 1957, Foro it., 1957, nn. 27-28.
- (33) Trib. Roma, 2 aprile 1964, Assicurazioni, 1965, II, p. 152.
- (34) Castellano, op. cit., pp. 221 e 222.
- (35) Cass. 11 ottobre 1956, Assicurazioni, 1956, II, p. 126.
- (36) Donati, Trattato II, op.cit., pp. 314 e 317; Santi, op. cit., p. 152.
- (37) Santi, op. cit., p. 152.

- (38) Donati, Trattato II, op. cit., p. 308.
- (39) Santi, op. cit., p. 153; Castellano, op. cit., p. 222.
- (40) Castellano, op. cit., p. 223.
- (41) Cass. 9 maggio 1977, Assicurazioni, 1977, II, p. 222.
- (42) Cass. 18 gennaio 1979, Assicurazioni, 1979, II, mass., n. 16.
- (43) Cass. 18 gennaio 1979, Assicurazioni, 1979, II, mass., n. 16.
- (44) Donati, Trattato II, op. cit., p. 309.
- (45) Cass. 22 agosto 1962, Assicurazioni, 1963, II, p. 26; Cass. 5 agosto 1959, Assicurazioni, 1959, II, p. 259.

四 告知義務

イタリア法における告知義務の法理を概観しておいた。前述したように、民法一八九二条および一八九三条は、保険契約者に告知義務違反があつたときは、保険者は契約の取消権または解除権を有する旨を規定するにあつて、保険契約者または被保険者が告知義務を負担するところじことを明確に規定していない。これに対し、末尾の〔付録〕に示したイタリア現行約款のうち、生命保険の約款は民法の規定と同じく告知義務を明示していないが、火災保険の約款は被保険者の告知義務があることを示している。ただ、民法の規定および生命保険の約款の規定は、保険契約の効果の発生は保険契約者または被保険者の行なった告知が正確である場合に限られる旨であると解されるので、これがの場合には、間接的ではあるが、いずれも保険契約者または被保険者に対して告知義務を課すものであつて解釈されるべきだといふべきである。

本稿においては、不実告知または不告知の存在、および保険者の危険測定への影響とともに、いわば客観的な要件に関して概観してきた。前者の要件においては、他人の生命の保険において、告知義務の帰属者の範囲が問題となつてゐる。イタリアの生命

保険の約款をみると、被保険者にも告知義務が課せられているので、危険の帰属者にすぎず契約の当事者でもない「他人」にも、告知義務があると解されるべきではないかと考える。また、保険契約者の不実告知または不告知が、保険者の危険測定に影響したことの立証については、保険者の判断という、きわめて主観的な問題であるので、その責任の履行ははなはだむづかしいと考える。

なお、本稿ではふれなかつたが、イタリア民法一八九二条に規定される告知義務違反については、保険契約者の告知義務者の故意または重過失の存在がその要件とされるが、この故意または重過失の内容に関する問題については、今後の検討課題といい。

〔付録〕

イタリア 現行約款の規定 (Donati e Kohler, Codice delle leggi sulle Assicurazioni private, terza ed., Milano, 1987)

〔年金積立と生命保険が組み合わされた元金の年利率つきの一括払いを含む保険契約〕

第三条（保険契約者および被保険者の告知義務）「保険契約の締結または復活から六ヶ月が経過するい、保険契約は、保険申込書およびその他の書類の記載事項の中で、保険契約者および被保険者が行なった不告知および不実告知について、争えなくなる。ただし、悪意にぬり事実が変えられたり、告知されなかつたときには、この限りではない。また、被保険者の年齢に関する告知が間違つていたときに、被保険者の真実の年齢に基づく保険金額およびその利息が修正されたときも同様である。」

〔火災保険〕

第八条（不実告知および不告知）「保険会社は、危険の評価に影響を与えるすべての事実を保険会社に通告する義務を負う被保険者の告知に基づき、保険の申込に承諾を与え、保険料を決定する。この義務は保険会社から委託された者が訪問したときも、同様である。

建物保険では、被保険者は、建物の位置、建築材料、用途、そこで営まれる工業、商業または手工業の別、および倉庫等について正確に告知しなければならない。動産保険では、被保険者はその性質および位置を特定し、それを収容している建物を告知しなければならない。

不実告知または不告知があつた場合には、民法第一八九二条および第一八九三条が適用される。ただし、保険契約が取り消されたとき、および保険者が保険契約から退去したときには、進行中の保険期間に相当する保険料は、保険会社に留保される。

故意または重過失によらない不実告知または不告知の場合において、保険会社が不実告知または不告知を知る前に、あるいは保険契約から退去することを通告する前に、保険事故が生じたときには、保険会社は、目的物の眞実の事実状態を知つていれば保険を承諾しなかつたのであれば、その責任を負わない。」